# ふじみ野市地域生活支援拠点等事業

# 地域生活支援拠点等事業とは

ふじみ野市では、障がいがあってもなくても全ての人が地域で安心して生活できるまちを目指しています。

障がい者の高齢化・重度化が進む中、当事者の親族だけでサポートするのではなく、地域全体で支える「支援の輪」を広げる取り組みを進めています。

具体的には、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えた取組みで、緊急時の対応、入所施設や親元からグループホームなどへの生活の場を移す支援を目的にしています。

ふじみ野市では、地域にある障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所の協力を得ながら、地域生活支援拠点等の体制整備を進めています。

# 対象 次の全てに該当する方が対象です。

- ▶ ふじみ野市にお住いの方
- ▶ 18歳以上の方
- ▶ 障がいのある方、もしくは難病の方

## 地域生活支援拠点等事業の5つの機能

1	相談	緊急時に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行います。
2	体験の機	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利
	会・場	用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能です(現在整備を進めています)。
3	緊急時受	短期入所等を活用し、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機
	入れ	関への連絡等の必要な対応を行います。
4	専門的人	医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した障害者に対し
	材の確	て、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を
	保・育成	行います。
5	地域の体 制づくり	医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方、高齢化に伴い重度化した障がい者等が、
		住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう各機関が連携を図る体制づくりや専門
		的な対応ができる人材の養成を行います。

# 緊急時・緊急事態の定義

- (1) 主たる介護者(家族)が急病、入院、葬祭、死亡等で介護者が確保できない状態で日常生活が危ぶまれ、在宅生活ができなくなる状態
- (2) 介護者がいても、障がい特性などにより、在宅生活が困難な状態になる世帯
- (3) (1)(2)と同等の状況・状態 (その他緊急と思われる場合は要相談)

### 緊急時受入れ事前登録については、市のホームページをご確認ください。

#### <問合わせ先>

- ふじみ野市障がい者総合相談支援センター 電話 049-266-1100 FAX 049-269-1428
- ふじみ野市役所障がい福祉課障がい福祉係 電話 049-262-9032 FAX 049-263-7119